

答申保第20号  
平成23年5月25日  
(諮問保第24号関係)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報の一部開示とし、又は不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

また、特定の事業所の監査における証言等の存否を明らかにしないで不開示とした決定については、これを取り消し、その存否を明らかにした上で、改めて開示・不開示の決定を行うべきである。その余の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成20年9月30日付けで、保有個人情報開示請求を行った。開示請求に係る個人情報の内容を要約すると、次のとおりである。

ア 平成18年2月23日と4月13日に介護保険課に苦情・相談をした苦情・相談受付票にある開示請求者の個人情報（以下、平成18年2月23日に係るものを「開示請求1(1)」、同年4月13日に係るものを「開示請求1(2)」という。）。及び、その苦情相談受付票を基に、実地調査において〇〇〇（以下「特定介護事業所」という。）の証言者等の聴取内容を記録・記入した受付票に対する回答票、調査票、記録等にある開示請求者の個人情報（以下「開示請求1(3)」という。）。

イ 平成18年9月29日に新しく介護保険課に苦情・相談した苦情・相談受付票にある開示請求者の個人情報（以下「開示請求2(1)」という。）。及び、その苦情相談受付票を基に、監査において、特定介護事業所の証言者等の聴取内容を記録・記入した、受付票に対する回答書、調査票報告書等にある開示請求者の個人情報（以下「開示請求2(2)」という。）。

ウ 平成18年6月16日付開示請求者からの書面に対する介護保険課の苦情・相談受付票、あるいは一般的受付票にある開示請求者の個人情報。（以下「開示請求3」という。）

エ 平成18年7月11日付開示請求者からの書面に対する上記ウと同様の個人情報。（以下「開示請求4」という。）

オ 平成19年1月16日付開示請求者からの書面に対する上記ウと同様の個人情報。（以下「開示請求5」という。）

カ 平成19年2月13日付開示請求者からの書面に対する上記ウと同様の個人情報。（以

- 下「開示請求6」という。)
- キ 平成19年5月10日付開示請求者からの書面に対する上記ウと同様の個人情報。(以下「開示請求7」という。)
- ク 平成19年5月23日付開示請求者からの書面に対する上記ウと同様の個人情報。(以下「開示請求8」という。)
- ケ 平成19年6月12日付開示請求者からの書面に対する上記ウと同様の個人情報。(以下「開示請求9」という。)
- コ 平成19年6月20日付開示請求者からの書面に対する上記ウと同様の個人情報。(以下「開示請求10」という。)
- サ 平成19年7月4日付開示請求者からの書面に対する上記ウと同様の個人情報。(以下「開示請求11」という。)
- シ 平成19年7月11日付開示請求者からの書面に対する上記ウと同様の個人情報。(以下「開示請求12」という。)
- ス 平成19年7月21日付開示請求者からの書面に対する上記ウと同様の個人情報。(以下「開示請求13」という。)
- セ 平成18年3月と5月の開示請求者の要確認情報からの実地調査、平成19年3月の開示請求者の要確認情報からの監査において平成18年3月から平成19年3月までの間の調査において開示請求者が「訪問の拒否をしていない」とする開示請求者の個人情報。(以下「開示請求14」という。)
- ソ 平成19年1月、特定職員が開示請求者に電話で確認しながら、詳細に説明した、その確認したメモ・ノート、あるいは公文書、回答書、報告書に存在する①開示請求者の個人情報②開示請求者以外の個人情報。(以下「開示請求15」という。)
- タ 平成16年9月29日以降、監査結果を出す直近までの実地検査、一般指導において、取得した開示請求者の個人情報。(以下「開示請求16」という。)
- チ 平成18年12月5日付報告書から断定した開示請求者の個人情報。(以下「開示請求17」という。)
- ツ 開示請求者の特定介護事業所の実地調査と監査の開示請求者のそれぞれの苦情・相談内容を相違させることを介護保険課に同意した同意書か、それに準ずる個人情報。また、相違させた監査結果を出すことに同意した同意書か、それに準ずる個人情報。(以下「開示請求18」という。)
- テ 平成18年12月・平成19年1月18日・平成19年2月28日・平成19年3月5日の実地検査により監査した特定介護事業所が開示請求者が訪問の完全拒否をしているため特定行為に及んだとする開示請求者の訪問拒否等を証明する各担当者がその事実の検査所見等を記録・記入した個人情報。(以下「開示請求19」という。)
- ト 平成19年6月4日付公文書開示請求書の開示請求者の請求したる原本と介護保険課の受付票。(以下「開示請求20」という。)

これに対し、実施機関は、平成20年10月31日付け介保第265号で保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年12月22日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分の不開示理由を取り消し、公開するとの決定を求めるといものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

存否応答拒否に該当させた不開示理由そのものが恣意的で、結果として訂正請求権を妨害、はく奪し行使させないようにしている。

異議申立てに係る処分は、次のとおり違法・不当である。

ア 開示請求1(1)

(ア) 平成18年2月23日の苦情・相談内容に、介護保険課が「加除」している。

(イ) 市町村に対しては立ち入り権限、報告義務の規定があり、任意・協力関係ではない。

(ウ) 実施機関の説明理由は、第13条第3号イの説明で、条例の差し替えである。

(エ) 直接苦情相談したものであり、内容に地方公共団体からの情報があったとしても、そこにある情報はすべて異議申立人の情報ということである。受付票を開示しているのであるから、すべて開示する義務がある。

イ 開示請求1(2)

(ア) 県が評価・判断を加える根拠となる「事実」は、4月13日の苦情・相談も含まれ、公文書は存在しないものではないものとなる。

(イ) 介護保険課は受付票で受け付けて監査に移行することを回避するため不存在とした。4月13日に県庁に出向いて相談している。ないのであれば、消去したことになる。

ウ 開示請求1(3)

(ア) 4月13日の苦情相談の情報がないのに、情報者からの正確な事実を拒否している介護保険課が条例の保護を求めること自体、不当である。

(イ) 評価・判断を加える前提において事実を正確に把握しなかったものであり、第7号アの「おそれ」は何もない。

(ウ) 介護保険課は既に監査実施時期、提出書類等は通知し調査に入っており、その公文書を開示している。

実地指導の手法は、事業所は介護保険法においても承知しているのであり、おそれなど存在しない。今更、公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難になったり、妥当性を欠く行為の助長や隠蔽などの「おそれ」など存在しない。

(㉔) 「任意で提供される情報」についての処分理由説明は、条例第13条第3号イであり、第7号アとは別個のものである。

(㉕) 申立人は特定の個人・役職をあげて開示請求していない。

県は開示請求1(1)の苦情相談受付票を存否応答拒否とせず開示している。

「証言者等」は探索的請求ではないのであるから、マスキングし、部分開示できるものである。

エ 開示請求2(1)

氏名、電話番号の訂正請求を要する。申立人の苦情・相談の内容を加除している。

訂正請求権を要する受付票となっている。

オ 開示請求2(2)

(㉖) 上記ウ(㉔)に同じ。

(㉗) 上記ウ(㉔)に同じ。

(㉘) 上記ウ(㉕)に同じ。

カ 開示請求3

その内容において、部分開示としていない。受付票が開示されていない。

キ 開示請求4

文書不存在の理由が説明されていない。

ク 開示請求5

受付印押印は申立人の書面とは別であり、その内容において、部分開示としていない。受付票が開示されていない。

ケ 開示請求6～13

受付印押印は申立人の書面とは別であり、その内容において、部分開示としていない。

コ 開示請求14

(㉙) 決して文書不存在ではない。

苦情相談があったことから、実地指導は受付票その他の公文書により面談方式で行うと考えるのが一般的常識である。

県は指導調書の存在を明らかにしており、調書に私の相談内容が記載されていないはずがない。介護保険課が情報を消去した。

(㉚) もとから公文書が存在しないとする「文書不存在」ではない。

5月17日以前に苦情相談の公文書が存在しており、同日以降に介護保険課で電子記録とされなかったか、フロッピーを紛失したか、公文書を紛失したかである。

(㉛) 平成18年5月17日付け回答書は、実地指導による回答ではない。2月23日、4月13日の相談への個別回答である。聞き取り書面が存在しないはずがない。

(㉜) 開示請求時点で、介護保険課は故意に消滅・消去したか隠蔽した。フロッピーにコピーを取っているはずであり、よって再度作成し、加工開示する義務がある。

サ 開示請求15

(㉝) 詳細な事実を説明しているのであり、事情聴取し、報告を公文書として取得して

いる監査の事実証明として公文書が残っている。

公文書が存在しないとすれば少なくとも「私以外の個人情報」を消去、隠滅したものである。監査まであった公文書が存在しないはずがない。

(イ) 不開示情報該当性が適正でない。

本請求15が真実なら「公文書が存在していない」のであり、開示請求19は「開示することにより」ではない。

(ウ) 存否応答拒否は行政文書の存在が原則である。文書がないのに存否応答拒否をするという原則ではない。

(エ) 開示請求時点の支障は現在は解除されているものと思料されるから、作成、加工開示する義務がある。

#### シ 開示請求16

(ア) 事実証明を消去している。文書不存在であるはずがない。

(イ) 県は平成18年12月5日付け「報告書」を取得している。報告書そのものは、申立人の個人情報とする公文書とならなければならない。

(ウ) 上記サ(エ)に同じ。

#### ス 開示請求17

(ア) 上記シ(ア)に同じ。

(イ) 上記シ(イ)に同じ。

(ウ) 既に答申済みの決定書において、報告書を公文書と認定し、本請求で認めないあるいは不存在とする不開示理由該当性は違法である。

(エ) 上記サ(エ)に同じ。

#### セ 開示請求18

(ア) 実地調査と監査の苦情相談を相違させ、勝手に加除している。明らかに同意が必要である。文書不存在であるはずがない。

(イ) 県には開示請求者又は開示請求内容に応じ複数の公文書が存在しているということである。

(ウ) 上記サ(エ)に同じ。

#### ソ 開示請求19

(ア) 監査まで公文書が存在し、現在までも公文書が存在していることとなる。

行政処分の対象とせず、返還金の加算金もなく、公表もないわけであるから、これ以上適正な遂行でない実地調査、監査を保護する必要もない。

仮に保護する必要があるれば、マスキングして開示すればよい。

(イ) 本請求は開示請求15と類型の情報である。同一の情報である。不開示情報該当性が適正でない。

開示請求15が真実ならば「公文書が存在していない」のであり、本請求では何ら特定行為に及んだとする記述は存在しないこととなる。

(ウ) 平成19年8月3日付け回答書において申立人の苦情相談、特定行為は行政処分の対象にしなかったと明記しており、「特定行為は行政処分につながるものではなか

った」ということである。

であれば、本請求の不開示理由は「文書不存在」しかない。明らかに存在しないのであり、開示されても何ら権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものではない。法的保護にも値しない。

タ 開示請求20

受付票の開示がない。

(ケ) 申立人からの原本は開示しているが、受付票は全部開示していない。原本に受付印が押印されているがこれは受付票ではない。受付印は受付票ではない。

(イ) 開示請求のうち、「刑法第159条第1項ほかに該当する母の分の監査調書」を消去し受け付けたものとした。

一部開示であるが、不開示理由が第7号アによる存否応答拒否ではない。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

異議申立書において、異議申立ての対象となっている開示請求内容は、上記の開示請求内容のうち、開示請求1, 2(2), 14~20となっていることから、これらについて一部開示等とした理由を以下のとおり説明する。

(1) 開示請求1(1)について

ア 対象保有個人情報の特定について

開示請求1(1)に対応する公文書として、「介護保険苦情相談受付票」（平成18年2月23日受付）が該当し、開示した当該文書中、他の地方公共団体からの取得情報については条例第13条第7号の規定により不開示とし、一部開示とした。

イ 一部開示とした理由について

条例第13条第7号（事務又は事業に関する情報）に該当。

当該開示請求に係る保有個人情報は、実施機関が行う苦情相談受付業務の一環として、他の地方公共団体から取得した情報であることから、同号本文の「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」に該当する。

「介護保険苦情相談受付票」の記録にある他の地方公共団体からの取得情報については、実施機関が苦情相談受付業務の一環として、他の地方公共団体から任意で情報を取得したものであり、任意で提供される情報には、第三者には知らされないという信頼関係のもとで提供される情報もあり、そのような情報が無制限に第三者に開示されることとなると、今後、相手方が守秘的な姿勢を示すなど、任意の協力が得られなくなり、県の行う苦情相談受付業務の円滑な執行に支障を生ずるおそれが出てくることが十分に予想されるものである。

以上のことから、他の地方公共団体からの取得情報は、条例第13条第7号本文に規定する不開示情報に該当するものであり、不開示とした。

(2) 開示請求 1 (2)について

開示請求 1 (2)は、平成18年 4 月13日の異議申立人からの苦情相談内容をまとめた介護保険苦情相談受付票の開示を求めるものであるが、当該開示請求に対応する公文書は存在せず、保有していないことから不開示とした。

(3) 開示請求 1 (3)及び 2 について

ア 対象保有個人情報の特定について

開示請求 1 (3)及び 2 は、それぞれ実地調査及び監査における特定介護事業所の証言者等からの聴取内容を記録・記入した調査票等にある異議申立人に関する個人情報の開示を求めるものであるが、開示請求された情報が存在しているか否かを答えること自体が、県の行う介護保険施設等への指導・監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められることから、条例第13条第 7 号ア及び第16条の規定により、保有個人情報の存否を含めて不開示とした。

イ 保有個人情報の存否を含めて不開示とした理由について

条例第13条第 7 号のア（事務又は事業に関する情報）及び第16条に該当。

(ア) 条例第13条第 7 号について

当該開示請求に係る保有個人情報が仮に存在するとしたら、当該情報は実施機関が行う介護保険施設等に対する指導・監査の一環として取得した情報であることから、同号本文の「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」に該当するものである。

当該開示請求に係る保有個人情報は、実施機関が、指導・監査の一環として当該事務所の従業者等から何らかの証言を得たものであるが、指導・監査において任意で提供される情報には、証言内容はもとより証言者自身の存在そのものを第三者には知らされないという信頼関係のもとで提供される情報もあり、そのような情報が無制限に第三者に開示されることとなると、今後、相手方が守秘的な姿勢を示すなど、任意の協力が得られなくなり、県の行う指導・監査業務の円滑な執行に支障を生じるおそれが出てくることが十分に予想される。

以上のように、当該開示請求に係る保有個人情報が開示されることとなると、指導・監査において正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められることから、条例第13条第 7 号アに規定する不開示情報に該当する。

(イ) 条例第16条について

当該開示請求に係る保有個人情報は、仮に存在するとすれば、上記(ア)で述べたとおり、条例第13条第 7 号アに規定する不開示情報に該当すると認められることから、当該開示請求に係る保有個人情報の存否を答えるだけで、証言や証言者等の存在の有無という、条例第13条第 7 号アに規定する不開示情報を開示することになるので、条例第16条の規定により保有個人情報の存否を含めて不開示とした。

(4) 開示請求14～18について

理由は上記(2)に同じ。

(5) 開示請求19について

ア 対象保有個人情報の特定について

開示請求19は、「当該事業所が異議申立人が訪問の完全拒否をしているため特定行為に及んだとする異議申立人の訪問拒否等を証明する個人情報」の開示を求めるものであるが、この請求内容には「特定行為」の案件を類推させる記載内容があることから、開示請求された情報が存在しているか否かを答えること自体が、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると認められることから条例第13条第3号ア及び第16条の規定により、保有個人情報の存否を含めて不開示とした。

イ 保有個人情報の存否を含めて不開示とした理由について

条例第13条第3号のア（法人等に関する情報）及び第16条に該当。

(ア) 条例第13条第3号アについて

当該開示請求に係る保有個人情報は、仮に存在するとすれば、当該事業所が特定行為を行ったという情報が記録されているものであろうが、当該対象保有個人情報に記載されているとされる情報は当該事業所にとって名誉、社会的地位を損なう情報であり、当該情報が記載されている保有個人情報を開示することは、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、同条第3号アに規定する不開示情報に該当するものと認められる。

(イ) 条例第16条について

当該開示請求に係る保有個人情報は、仮に存在するとすれば、上記(5)のイの(ア)で述べたとおり、条例第13条第3号アに該当すると認められることから、開示請求19に係る保有個人情報の存否を答えるだけで、当該事業所が特定行為を行ったか否かという、条例第13条第3号アに規定する不開示情報を開示することになるので、条例第16条の規定により保有個人情報の存否を含めて不開示とした。

(6) 開示請求20の対象保有個人情報の特定及び全部開示した理由について

開示請求20は、異議申立人からの平成19年6月4日付け公文書開示請求書と実施機関の受付票の開示を求めるものである。

当該開示請求に対応する公文書として、「公文書開示請求書」（平成19年6月4日付）が該当し、受付票も併せて全部開示している。



#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年1月16日	諮問を受けた。
3月5日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
3月16日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
4月30日	異議申立人から意見書を受理した。
平成22年10月4日	諮問の審議を行った。
10月29日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取) (異議申立人から意見を聴取)
11月24日	諮問の審議を行った。
12月17日	諮問の審議を行った。
平成23年1月12日	委員による実地調査を行った。
1月24日	諮問の審議を行った。
4月20日	諮問の審議を行った。

##### (2) 開示請求部分の整理

本件処分において、実施機関は上記3のとおり一部開示又は不開示とした理由を説明しているが、不開示の理由に重複するものもあることから、審査会において、不開示とした部分を理由ごとに次のとおり整理し、それぞれの不開示理由の妥当性及び保有個人情報の特定の妥当性について検討することとした。

##### (3) 審査会の判断

###### ア 開示請求1(1)について

###### (イ) 請求対象保有個人情報について

開示請求1(1)に係る保有個人情報として実施機関が特定したのは、平成18年2月23日の「介護保険苦情相談受付票」(以下「受付票」という。)における異議申立人の個人情報である。

実施機関は、他の地方公共団体からの取得情報部分(以下「本件不開示情報1(1)」という。)について、条例第13条第7号に該当するとして、一部開示決定を行った。

異議申立人は、市町村とは任意・協力関係ではない、すべて異議申立人の情報であり開示すべき等としていることから、条例第13条第7号に規定する不開示情報該当性について検討する。

###### (イ) 本件不開示情報1(1)の事務事業情報(条例第13条第7号) 該当性について

###### a 条例第13条第7号について

条例第13条第7号本文では、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。

さらに、同号本文の「次に掲げるおそれ」として、同号ウでは「評価、診断、選考、指導等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれ」と規定している。

本件対象保有個人情報である介護保険苦情相談受付票は、実施機関が行う苦情相談受付業務の一環として作成した文書であることから、同号本文の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

実施機関は、他の地方公共団体からの情報は、開示することにより、相互の協力関係が得られなくなり、県が行う苦情相談受付業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

そこで、条例第13条第7号ウの該当性について検討する。

b 本件不開示情報1(1)の条例第13条第7号ウ該当性

鹿児島県では介護保険法の趣旨に基づき、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、さまざまな受付方法による、介護保険に関する苦情・相談に対応している。

「介護保険苦情相談受付票」は、被保険者やその家族等から寄せられた介護保険に関する苦情・相談の内容及びそれに対する対応について記録しているものである。

相談記録においては、相談の内容によっては関係の地方公共団体等との連絡調整、情報交換が必要なものもあるものと考えられる。

当審査会において、対象保有個人情報を見分したところ、他の地方公共団体からの情報提供内容が記載されており、このような内容が無制限に第三者に開示されることとなると、相手方の任意の協力が得られなくなるなど、県の行う相談業務の円滑な執行に支障を生じるおそれが出てくることが十分に予想される。

以上のことから、本件不開示情報1(1)が開示されることとなると、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報1(1)を条例第13条第7号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 開示請求1(2), 4, 14~18について

(㌸) 請求対象保有個人情報について

開示請求1(2), 4, 14~18に係る対象保有個人情報は、次のとおりである。

- 開示請求1(2) 特定日の苦情・相談受付票における異議申立人の個人情報  
開示請求4 特定日の苦情・相談受付票あるいは一般的受付票における異議申立人の個人情報  
開示請求14 特定時期の実地調査、監査において「訪問拒否していない」とする異議申立人の個人情報  
開示請求15 特定月に異議申立人に電話で確認した際に存在するメモ・ノート等における異議申立人の個人情報及び異議申立人以外の個人情報  
開示請求16 特定日以降の実地検査等において取得した異議申立人の個人情報  
開示請求17 特定日付け報告書から断定した異議申立人の個人情報  
開示請求18 特定介護事業所の実地調査と監査の苦情・相談内容を相違させることを介護保険課に同意した同意書等又は相違させた監査結果を出すことに同意した同意書等における異議申立人の個人情報

(イ) 不存在を理由とする不開示の妥当性について

実施機関は、上記請求内容に係る保有個人情報は、取得・作成しておらず、保有していないため存在しない等として不開示としている。

これに対し異議申立人は、苦情・相談に出向いている、文書不存在であるはずがない等と主張している。

そこで、当審査会では、委員及び事務局職員をして、苦情・相談の有無及び文書の存在について確認させたところ、次のとおりであった。

a 開示請求1(2)

平成18年4月13日当日に異議申立人からファクシミリが送信されたことは確認されたが、開示請求1(2)に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

なお、実施機関への聴き取りによると、受付票の作成を義務づけるような事務処理マニュアル等はなく、相談を受けても、軽易なものや、事業所への一連の指導の途中にそれに関して相談等があったような場合、相談内容に新たな情報がないような場合は、記録を作成しないこともあるとのことであった。

b 開示請求4

平成18年7月11日付の異議申立人から特定介護事業所への文書の写しは確認されたが、開示請求4に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

c 開示請求14

平成18年3月、5月の実地指導及び平成19年3月の監査の結果が記録された公文書は確認されたが、開示請求14に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

d 開示請求15

平成19年1月23日に異議申立人からファクシミリが送信され、介護保険課（現在は介護福祉課）から架電されたことは確認されたが、開示請求15に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

e 開示請求16

平成19年1月、2月及び3月に実施された実地検査の結果を記録した公文書は確認されたが、開示請求16に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

また、平成18年12月5日付けの特定介護事業所からの報告書には異議申立人の個人情報に記載されているが、当該保有個人情報は、監査の一環として事業所から取得したものであり、実地検査や指導の場で取得したものではないとの説明であり、開示請求16に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

f 開示請求17

平成18年12月5日付けの特定介護事業所からの報告書には異議申立人の個人情報が記載されているが、開示請求17に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

g 開示請求18

同意の事実についての公文書は確認されず、開示請求18に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

以上のとおり実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、また実地調査の結果、請求に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

したがって、開示請求1(2)、4、14～18について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 開示請求1(3)及び2(2)について

(ア) 請求対象保有個人情報について

開示請求1(3)及び2(2)に係る対象保有個人情報は、次のとおりである。

開示請求1(3) 特定日の苦情・相談受付票をもとに、実地調査における特定介護事業所の証言者等の聴取内容を記録した回答票等における異議申立人の個人情報

開示請求2(2) 特定日の苦情・相談受付票をもとに、監査において特定介護事業所の証言者等の聴取内容を記録した回答書等における異議申立人の個人情報

実施機関は、存否を答えること自体が県の行う実地指導・監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められ、条例第13条第7号アの不開示とすべき情報を開示することとなるとして、条例第16条の規定により、保有個人情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する決定を行ったとしている。

異議申立人は、事実の把握が困難となったり、妥当性を欠く行為を助長したり、隠蔽するなどの「おそれ」は存在しない等と主張していることから、条例第16条の保有個人情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した決定の妥当性について検討する。

(イ) 開示請求1(3)及び2(2)に係る保有個人情報の存否を含めて不開示とすることの妥当性（条例第16条）について

a 条例第16条について

条例第16条は、「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答

えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は保有個人情報の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めたものである。

b 保有個人情報の存否を含めて不開示とするものの妥当性

実施機関の内部規定である「介護保険施設等指導及び監査実施要領」によると、介護保険施設の实地指導・監査の実施方法のひとつとして、職員に関係者に対して質問させるものとしている。

施設の監査はサービス事業者等に対して必要と認められるときに行われるとされているものであるが、その監査において、関係者への質問を行うことは通常想定されるものと考えられることから、特定の事業所の監査における証言の有無や証言者等の有無を明らかにしても、介護支援事業所の指導・監査業務において、特定の事業所に関し証言等を得たことがあったかどうかという事実が明らかになるに過ぎず、实地指導・監査の正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは考えにくい。

したがって、事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、請求内容に係る保有個人情報の存否を明らかにすることが事務事業情報を開示することとはならないものと判断する。

よって、開示請求1(3)及び2(2)に係る保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示とした決定については、これを取り消し、その存否を明らかにした上で、改めて開示・不開示の決定を行うべきである。

エ 開示請求3, 5～13及び20について

(ア) 請求対象保有個人情報について

開示請求3, 5～13及び20に係る対象保有個人情報として、実施機関は、それぞれ別紙の保有個人情報を特定し全部開示したが、異議申立人は、部分開示としていない、受付票が開示されていない等と主張していることから、対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

(イ) 開示請求3, 5～13及び20に係る保有個人情報の特定の妥当性について

当審査会が委員及び事務局職員をして実施機関の苦情相談受付票に関する公文書を確認させたところ、それぞれの対象保有個人情報が記録された公文書は、異議申立人からの書面に受付印を押印し、課内で回覧に供していることが認められ、苦情相談受付票等、開示請求3, 5～13及び20に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

したがって、開示文書3, 5～13及び20を対象公文書として特定した実施機関の

判断は妥当である。

オ 開示請求19について

(ア) 請求対象保有個人情報について

開示請求19に係る対象保有個人情報は、特定日の実地検査により監査した特定介護事業所が、申立人が完全拒否をしているため特定行為に及んだとする、申立人の訪問拒否等を証明する、各担当者がその事実の検査所見等を記録・記入した異議申立人の個人情報である。

実施機関は、請求内容において、特定行為の案件を類推させる記載内容があることから、請求された情報が存在しているか否かを答えること自体が、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると認められることから、条例第13条第3号及び同第16条の規定により、保有個人情報の存否を含めて不開示としたとしている。

異議申立人は、申立人が訪問の拒否をしているとする公文書を県が認定しており、特定行為の事実を窺わせる可能性が消滅し、第13条第3号アには該当しない、開示により事業所が不利益を被る情報は存在しないと主張していることから、条例第13条第3号の不開示情報該当性及び同第16条の保有個人情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した決定の妥当性について検討する。

(イ) 法人等情報（条例第13条第3号）該当性について

a 条例第13条第3号アについて

条例第13条第3号では「法人その他の団体（以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」を不開示情報とし、同条第3号アでは「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、同条第3号ただし書に該当する場合を除いて、不開示すると規定している。

b 条例第13条第3号ア該当性

開示請求19に係る保有個人情報は、仮に存在するとすれば、当該事業所が特定行為を行ったという事実が記録されていると考えられ、これらの情報は同条第3号本文前段の法人等に関する情報に該当することは明らかである。

開示請求19に係る保有個人情報は、仮に存在するとすれば、当該事業所が異議申立人の主張しているような特定行為を行ったという情報が記録されているものであろうが、本件対象保有個人情報に記載されているとされる情報は当該事業所にとって名誉、社会的評価を損なう情報であり、当該情報が記載されている保有個人情報を開示することは、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、同条第3号アに該当するものと認められる。

c 条例第13条第3号ただし書該当性

条例第13条第3号ただし書は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

これは、当該情報を開示することにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを開示しないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

開示請求19に係る保有個人情報に記載されているとする当該事業所が特定行為を行ったという事実の有無について、同号ただし書の情報に該当するとすべき事情は見当たらない。

(ウ) 保有個人情報の存否を含めて不開示とすることの妥当性について

a 条例第16条について

上記ウ(イ)aのとおり。

b 処分の妥当性について

開示請求19に係る保有個人情報は、仮に存在するとすれば、上記(イ)で述べたとおり、条例第13条第3号アに該当すると認められることから、開示請求19に係る保有個人情報の存否を答えることは、当該事業所が特定行為を行ったか否かという、条例第13条第3号アの不開示情報を開示することになることから、実施機関が保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示としたことは妥当である。

カ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

なお、開示請求2(1)について、異議申立人は訂正請求を要すると主張しているが、本件異議申立ては、保有個人情報の開示等決定処分に係るものであり、訂正請求については判断しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

(別紙) 実施機関が特定した保有個人情報

開示請求 2(1)	「介護保険苦情相談受付票」 (平成18年 9 月29日付け)
開示請求 3	「質問趣意書」 (平成18年 6 月16日付け)
開示請求 5	「要請書」 (平成19年 1 月16日付け)
開示請求 6	「申立書」 (平成19年 2 月13日付け)
開示請求 7	「異議申立書」 (平成19年 5 月10日付け)
開示請求 8	「質問書」 (平成19年 5 月23日付け)
開示請求 9	「異議申立書の補正」 (平成19年 6 月12日付け)
開示請求10	「異議申立書の補正の補足」 (平成19年 6 月20日付け)
開示請求11	「通知書」 (平成19年 7 月 4 日付け)
開示請求12	「質問書」 (平成19年 7 月11日付け)
開示請求13	「通知書」 (平成19年 7 月21日付け)
開示請求20	「公文書開示請求書」 (平成19年 6 月 4 日付け)